

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和6年9月13日

四條畷市農業委員会議事録

令和6年9月13日(金)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会長代理	丸石 正
委 員	西川 一也、土井 一憲、岡嶋 祐之、久門 廣美、 林 秀一、村上 治、小林 克重、西尾 秀文、田中 邦明

2 本日の欠席委員

中西 久雄、南野 靖博、北田 澄子

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第46号]	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第2 [議案第47号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件
日程第3 [議案第48号]	相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明書交付報告の件
日程第4 [議案第49号]	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による意見聴取の件

5 本日の資料 現地写真

議長 午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、岡嶋 祐之委員と久門 廣美委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願いします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1 議案第46号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長	議案第46号につきまして、事務局より議案を朗読します。
事務局長	議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記	それでは、ご説明いたします。
	農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畠を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
	調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
	番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
	大字清瀧36-1は清瀧葬業者水香社の西側付近です。
	現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は共同住宅の建築となっております。
	なお、地区農業委員の田中委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
	事務局からの説明は、以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員	なし。
議長	ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2 議案第47号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長	議案第47号につきまして、事務局より議案を朗読します。
事務局長	議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記	それでは、ご説明いたします。
	この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畠の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。
	番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
	砂一丁目88-1、89-1は岡部小学校の東側付近で、現況はスクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
	番号2の場所については、位置図No3をご覧ください。
	美田町90-32、33、43はなわてボウルの西側付近で、現況はスクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
	番号3の場所については、位置図No4をご覧ください。
	大字下田原265-2は下田原ポンプ場の北東付近で、現況はスクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。
	番号4の場所については、位置図No5、6、7をご覧ください。

大字下田原139、149、151-1、151-2、155-1、155-2、155-3、155-4、155-5、216-1は飯盛靈園の東側付近、大字下田原27、30、2507-1は飯盛靈園の北側付近、大字下田原93は飯盛靈園の北東付近でございます。それぞれ現況はスクリーンのとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3

議案第48号

相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付を行っている旨の証明書交付報告の件

議長

議案第48号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畠の所有者が認定農業者に対して貸し付けた場合でも引き続き相続税の納税猶予を受けるために特定貸付を継続しているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No8をご覧ください。

大字下田原265-2は下田原ポンプ場の北東付近でございます。

番号2の場所については、位置図No9、10をご覧ください。

大字下田原139、149、151-1、151-2、155-1、155-2、155-3、155-4、155-5、216-1は飯盛靈園の東側付近、大字下田原93は飯盛靈園の北東側付近でございます。

それぞれ、貸付期間は令和5年11月1日から令和22年10月31日の17年間となっており、現時点においても貸付は継続しているため証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

この証明書も3年ごとに交付するものなのか。

事務局書記

左様でございます。

林委員

下田原27や30、2507-1は下田原地区のほ場整備の地域には入っていないのか。

事務局書記

地域には入っておりません。

林委員

自分のとで、今後も耕作していくということか。

事務局書記

当面、自作でやっていくという意思をお持ちです。

林委員

地図を見ると、入っているように見えるが入っていないのか。

片下委員

靈園の入り口の上のところの部分ですね。耕地整備の対象からは外れています。

丸石会長代理

農業振興地域には入っているが、ほ場整備の対象には入っていないです。

林委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

ほかにご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第4

議案第49号

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による意見聴取の件

議長

議案第49号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記

それでは、ご説明いたします。

この法律は自然的経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興と健全な発展を計画的に推進することを目的とし、今回は令和5年2月21日付で策定した四條畷農業振興地域整備計画を変更するものです。大きな変更点については、7月および8月の議案で審議いただいた農地をほ場整備の区域に編入するため、1筆を農用地区域に指定するものです。その他、字句の訂正や統計等のデータの更新になります。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

田原地域は上・下田原地区全域が農業振興地域に入っているのか。

丸石会長代理

下田原地区は全域入ってます。

林委員

公団のところも入っているのか。

丸石会長代理

農業振興地域には入れてあります。

林委員

上田原地区の公団のところも入っているのか。

事務局書記

上田原地区の中で、一部農業振興地域から外れているエリアがあるが、今、明確にこの部分と回答ができないので、持ち帰らせていただき、来月の定例総会の際にご報告させていただければと思います。

林委員

宅地化区域ではないのか。

事務局書記

そこも、明確にご回答ができないので、持ち帰らせていただきたい。

林委員

わかりました。また調べといてください。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこれをもちまして閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議 長)会 長 代 理

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記